明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六二）　一

〔告　示〕
○農業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（農林水産一七九三）　四
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同一七九四）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　七

省令

○農林水産省令第六十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

農林水産大臣　江藤　拓